

いじめ防止基本方針

下野市立石橋中学校

【いじめの定義】

- 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものをふくむ。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第二条）

1 いじめに対する本校の基本方針

- (1) 児童等は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法 第四条）
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」との強い認識に立つ。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないとの認識を持つ。社会で許されない行為は子どもであっても許されない、という毅然とした態度でいじめの問題に臨む。
- (3) いじめられている生徒の立場に立ち、親身になって援助を行う。いじめられている生徒を守り通すことを最優先にし、心の居場所を確保する。
- (4) 「いじめはどの生徒にも、どの学級においても起こり得る」との認識を持つ。生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の発するサインをあらゆる機会を捉えて鋭敏に察知するように努める。
- (5) 「どの生徒もいじめの被害者、加害者になりうる」
→「いじめをする生徒がいなければ、いじめは起こらない」
という認識のもと、いじめの未然防止に全力で取り組む。
- (6) いじめの状況や程度によっては警察に支援要請することや出席停止の措置をとり、被害者の心理的・身体的安全を確保する。

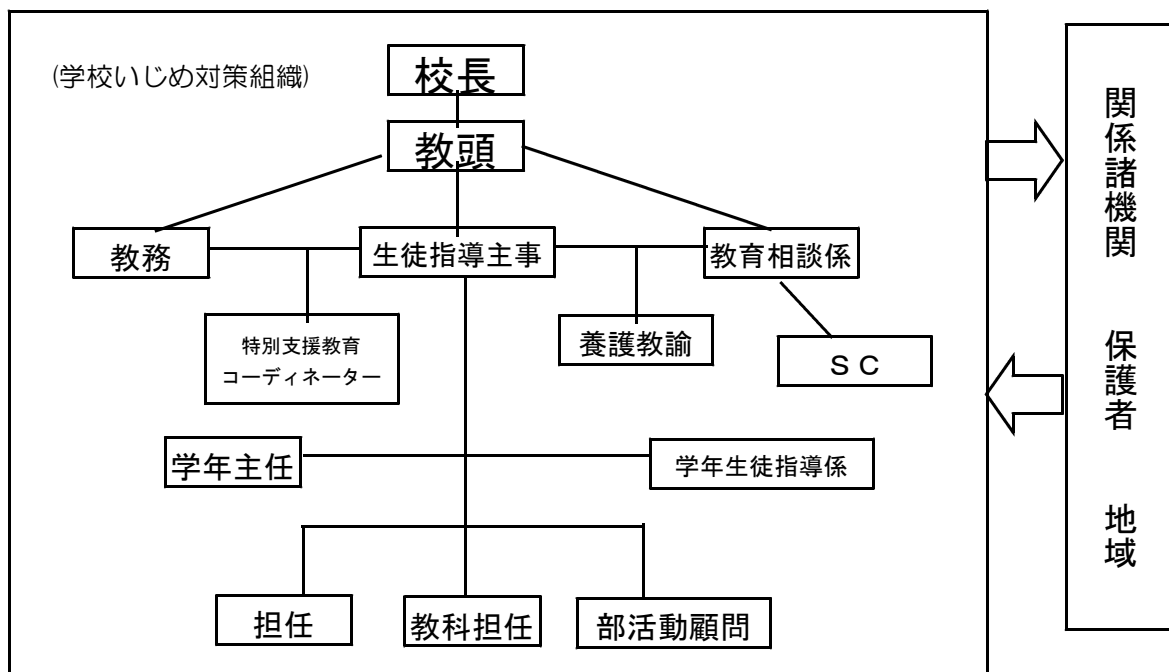
2 いじめへの予防的対応

- (1) 「いじめの未然防止は最重要課題」と捉え、日頃から生徒指導の機能を生かした授業を行うことや、感動的な学校行事等の実施によって、生徒たちが生き生きとした学校生活を送ることができるように努める。
- (2) 朝の会や帰りの会を利用して、また、全校集会や学年集会を開いて、いじめ予防に関する指導の徹底を図る。「いじめられていることを教師に言ったら、余計にいじめられるのでは」と心配し、教師に言えない生徒の不安を解消するため、特に年度当初の生徒指導集会で以下の点をはっきり伝えておく。
 - ・ いじめは人間として絶対に許されない、観衆や傍観者もいじめる生徒と同等である。
 - ・ いじめの行為を発見し、それを教師や大人に伝えることは、正義を貫く正しい行為であることを伝えるとともに、相互に注意し合える人間関係づくりをすすめる。
 - ・ いじめられている生徒を教師は必ず守ると言うことを宣言し、指導されて「ちくった」などということは全く反省していない証拠なので厳しく指導すると伝えておく。
 - ・ いじめは違法な行為であり犯罪であるとの認識を持たせる。
 - ・ 生徒に対して情報モラルの充実、人権感覚の高揚を図ると同時に、保護者へもPTA総会や学年便り等を通して啓発活動を行う。

- (3) 教育相談（6月、1月）や定期的（7月、9月、12月）、及び不定期（緊急時等）に「学校生活アンケート」を実施し、本人や他の生徒からの情報を収集し、生徒間のいじめやネットいじめの早期発見に努める。
また、アンケートの内容や実施方法については随時生徒指導部会で見直しを行う。
- (4) 教師の目の届かない時間や場所でいじめが起きる可能性が高いため、休み時間や昼休みには必ず廊下や教室に教師が常駐し（各学年で計画する）、生徒のようすを観察する。合わせて、いじめられた生徒のその後のようすを観察し、生徒が気軽に相談できる雰囲気をつくる。
- (5) 道徳の時間や特別活動の時間を通して、生徒一人一人に「人間としての在り方、生き方」について考えさせる場面をつくり、「いじめの不当性」について訴える。
- (6) 学年通信、学級通信を通して保護者や生徒に「いじめの不当性」を訴えていく。
- (7) 生活ノートに現在の気分の状態をチェックする欄を設け、いじめ早期発見の一助とする。
- (8) 生活委員会を中心に「いじめゼロ」集会を実施し、生徒自らがいじめをなくす姿勢を養う。

3 学校いじめ対策組織について（いじめ防止対策推進法 第二十二条）

校長 教頭 教務
 生徒指導部会（生徒指導主事 養護教諭 学年生徒指導係）
 学年主任 特別支援コーディネーター 教育相談係 担任 教科担任 部活動顧問
 （必要に応じて）スクールカウンセラー をもって組織する。

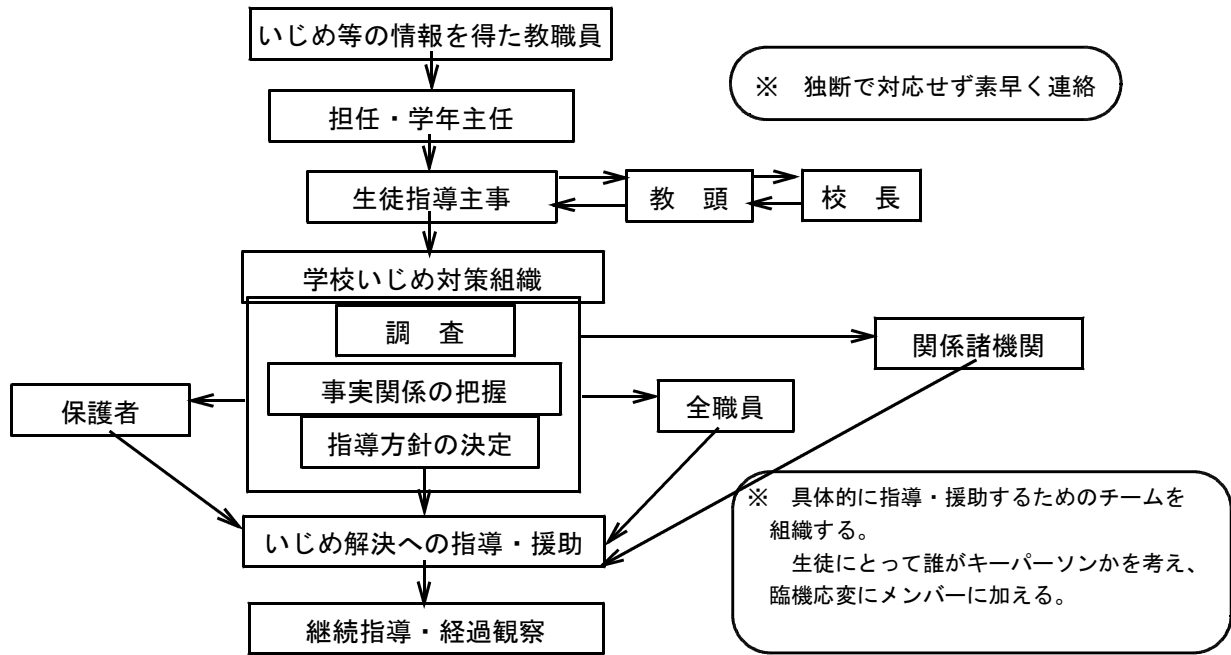


※ 重大事態発生時の調査組織についても教育委員会と連携し、以上の構成で組織する。
 （いじめ防止対策推進法 第二十八条①）

重大事態とは。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

4 いじめを認知したときの対応



○指導・援助の具体的内容

いじめを受けた生徒への対応

- (1) 心のケアを図る
 - ・ 生徒の辛さや苦しみを教師が本気で理解し、「絶対に守る」という強い意志を明確に示し安心させる。あわせて登下校や休み時間、清掃の時間などの安全確保に努める。
- (2) 今後の対策について、共に考えていく
 - ・ いじめを解決するために、どのように働きかけたらよいか、働きかけて欲しいのかを一緒に考え、話し合い、それをもとに対応する。本人の意志を無視して強引に解決をすすめようとしないこと、秘密は守ることを伝える。
 - ・ 話し合っただけのことをもとに対応し、長期的な支援と観察を行う。
 - ・ 保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し、了解を得る。
- (3) 活躍の場や機会を多く設定し、認め、励ます。
 - ・ いじめられた生徒の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通してやる気と自信を持たせる。
- (4) 温かい人間関係をつくる
 - ・ 生徒に積極的に声をかけ、いつでも相談できる雰囲気をつくる。

いじめをした生徒への対応

※ いじめは法律に違反し、人権にも関わる重大な問題であり、いじめられた生徒の心理的、肉体的苦痛を十分理解させ、いじめは決して許されないという毅然とした態度で指導にあたる。

- (1) いじめの事実を確認する。
 - ・ 冷静かつ客観的に事実と経過を確認する。
 - ・ いじめている生徒が複数の場合は、複数の教師で分担して、同時に事実と経過を確認する。また、集団内の力関係により、いじめの中心者が表面に出てこない場合もあるので、一人一人の言動を正しく分析して指導にあたる。
 - ・ 当事者だけでなく、いじめを見ていた生徒からも詳しく事情を聞き、実態を正確に把握する。
- (2) いじめられている生徒の苦しみや心の痛みを気づかせる
 - ・ いじめられた生徒は、心身ともに追い詰められ、辛く苦しいこと
 - ・ 自分が相手の立場であったらどう感じるか
 - ・ いじめられた心の傷は、簡単に癒せないこと

- ・ いじめは、いじめられている人の人権を侵害する行為であり、犯罪にも通じること。場合によっては、命にもかかわること

※ 生徒の内面に深く迫る指導を繰り返し、生徒自らが反省し、心から謝罪をしたいという気持ちを抱けるようにする。いじめられた生徒への今後の接し方まで助言する。

- (3) いじめた生徒の不満や充足感を味わえない心理等を探り、正しい考え・行動を教えることで、二度と同じ過ちを犯さないという気持ちにさせ、謝罪させる。
- (4) いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることもあるので、その時の指導により解決したと判断せず、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- (5) 十分な指導をしたにもかかわらず、なおいじめが継続する場合は、いじめられた生徒を守るために、いじめた生徒に対する出席停止等の厳しい処置をとる。

いじめを受けた生徒の保護者への対応

- (1) いじめの訴えはもちろんのことどんな些細な相談でも真剣に受け止め誠意ある対応に心がける。
- (2) 家庭訪問や来校を求めて、早急に話し合いの場を持つ。保護者の気持ちを尊重しながら対応について協議する。学校として、いじめられた生徒を全力で守り通すことを十分に伝える。
- (3) いじめに関して、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者へ伝える。
- (4) 学校でのようすについてその都度家庭に連絡するとともに、必要に応じて個別の面接や家庭訪問など、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。また、家庭での様子がおかしいときはすぐに学校に連絡をしてもらうようにする。

いじめをした生徒の保護者への対応

- (1) 事実を把握したら、速やかに保護者と面談し、丁寧に説明する。
- (2) 一方的に責めるのではなく、その生徒や保護者の心情に配慮しながら、いじめられている生徒や保護者の辛く悲しい気持ちを説明する。
- (3) いじめは法律に違反し、絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分に言い聞かせてもらうよう要請する。
- (4) いじめている生徒の行動が変わるように教師として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- (5) いじめの問題が完全に解決するまで、保護者と連絡を密に取り合い、何か気づいたことがあれば報告してもらうよう依頼する。
- (6) いじめ解決後も見守っていくということ、心配なことはいつでも相談して欲しいということ伝える。

関係諸機関との連携

- (1) いじめを認知したときは、速やかに市教育委員会に報告する。
- (2) 必要に応じて、関係諸機関と連携し、協力を仰ぐ。(教育委員会・サポートチーム・警察・児童相談所・市こども福祉課・スマイル教室・スクールカウンセラー・民生委員・市少年指導員等)
- (3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められたときは、警察署と連携して対処する。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに警察署へ通報し、援助を求める。(いじめ防止対策推進法 第二十三条⑥)

ネット上のいじめに対する対応

- (1) インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。
- (2) 未然防止には、子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携するためにフィルタリングだけでなく、ルール作りや携帯電話の必要性について保護者会等で伝えていく。また、ネット利用の仕方について講習会を開き、生徒にインターネットの危険性について認識させる。
- (3) 早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう保護者の協力を得るとともに、ネットパトロールや定期的な教育相談、アンケートを実施し、情報の収集に努める。
- (4) 「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

重大事態に対する対応

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ※ いじめを認知したときの対応に準じて指導を行うが、次のことに留意する。
 - ① 当該生徒の安心・安全を最優先して指導にあたる。
 - ② 他の生徒から情報を収集する場合、当該生徒に対して配慮を忘れない。
 - ③ 状況や学校の対応など時系列に沿って整理する。
 - ④ 教育委員会とも密に連絡を取り、連携を図る。
 - ⑤ 学校の指導方針と保護者の要望をすりあわせ、連携して指導にあたる。
 - ⑥ 当該生徒が学校で独りになる時間をつくらない。
 - ⑦ いじめた生徒、保護者には出席停止の措置や警察などの外部関係機関が介入することもあることを理解してもらう。
 - ⑧ 必要に応じて専門家（思春期外来や精神科の医師、スクールカウンセラーなど）への相談依頼をする。
 - ⑨ 長期的に観察・指導を継続し、記録を残す。
 - ⑩ 報道機関への対応が必要となるような場合は、当該生徒、当該家庭、全校生徒、全校の保護者、報道機関、教育委員会、地域住民、警察等役割分担して対応に当たる。特に取材への対応は窓口一本化を図るが、教職員や生徒個人の対応の仕方についても共通理解を図る。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ※ いじめを認知したときの対応に準じて指導を行うが、次のことに留意する。
 - ① 当該生徒が安心して生活できるよう指導にあたる。
 - ② 状況や学校の対応など時系列に沿って整理する。
 - ③ 教育委員会とも密に連絡を取り、連携を図る。
 - ④ 保護者の要望を考慮しながら学校の指導方針を立て、連携して指導にあたる。
 - ⑤ いじめた生徒、保護者には出席停止の措置や警察などの外部関係機関が介入することもあることを理解してもらう。
 - ⑥ 必要に応じて専門家（思春期外来や精神科の医師、スクールカウンセラーなど）への相談依頼をする。
 - ⑦ 長期的に観察・指導を継続し、記録を残す。